

工事实績情報サービス（CORINS）への登録について

工事实績情報サービス(CORINS)につきましては、公共工事発注における的確な企業選定と施工のより一層の品質確保に資するため、広く活用されているところであります。

本市においては、平成20年度発注工事より請負代金額500万円(税込)以上の工事を対象に工事实績情報サービス(CORINS)のコリンズ登録を次のとおり義務づけいたします。

記

1 登録対象工事

① 簡易 CORINS 登録対象工事

工事請負代金額(税込)が500万円以上2,500万円未満の建設工事が対象となります。

② 詳細 CORINS 登録対象工事

工事請負代金額(税込)が2,500万円以上の建設工事が対象となります。

2 登録手続き

登録の対象となる工事を請け負った場合、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき「工事カルテ」を作成し、工事監督員の承諾を受けた後、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行ってください。

(CORINS 登録についてのお問い合わせ先)

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 (アカサセブンスアヴ エンビル4階)

(財)日本建設情報センター CORINS センター

TEL 03-3505-0411 FAX 03-3505-2665

また、申請登録後に同センターが発行する「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出してください。

3 登録の時期

① 発注時登録

契約締結後10日以内に登録申請をしてください。

なお、登録申請は、簡易・詳細CORINS登録の対象工事が適用になります。

② 竣工時登録

工事完成後10日以内に登録申請をしてください。

なお、登録申請は、詳細CORINS登録の対象工事が適用になります。

③ 途中変更時

配置技術者等の変更のときは、変更後10日以内又は、契約内容の変更のときは、契約変更後(承諾日)10日以内に登録申請をしてください。

なお、登録申請は、詳細CORINS登録の対象工事が適用になります。